

川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程（昭和43年川崎市水道局規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

品名	地質	制式	
夏作業服	青系統色のポリエステル・綿混紡	長袖シャツ型上衣	
半袖作業服	青系統色のポリエステル・綿混紡	半袖シャツ型上衣	
冬作業服	紺系統色及び青系統色のポリエステル・綿混紡	長袖ブルゾン型上衣	
作業ズボン	紺系統色のポリエステル・綿混紡	長ズボン	
防風衣	紺系統色のナイロン	裏付ウィンドブレーカー型上衣（フード付）	
防寒衣	紺系統色のナイロン	裏付防寒上衣（フード付）	
防寒ズボン	紺系統色のナイロン	裏付防寒長ズボン	
保安靴	長編靴	黒色皮	編上げ先しん入り長皮靴
	半長靴	黒色皮	先しん入り長皮靴
	短靴	黒色皮	先しん入り短靴
作業靴	黒色の人工皮革	ゴム底短靴	

別表第2（第2条関係）

被貸与者	品名	夏作業服	半袖作業服	冬作業服	作業ズボン	防風衣	保安靴	作業靴
	貸与時期	6月	6月	10月	10月	10月	6月	6月
サービスセンター事務職員		2 - 1	2 - 1	2 - 1	2 - 1			
営業課下水道使用料担当事務職員		2 - 1	2 - 1	2 - 1	2 - 1	3 - 1	5 - 1	
管財課用地係事務職員		2 - 1	2 - 1	2 - 1	2 - 1	3 - 1		1 - 1
管財課貯蔵品管理係事務職員		2 - 1	2 - 1	2 - 1	2 - 1	3 - 1	5 - 1	
区分1に属する事務職員		2 - 1	2 - 1	2 - 1	2 - 1	3 - 1		
区分2に属する事務職員		3 - 1	3 - 1	2 - 1	3 - 1			
上記以外の事務職員				2 - 1				

備考

- 1 本表中「2 - 1」等の数字は、職員に貸与する被服の貸与期間及び貸与数量を表す。「2 - 1」は、「貸与期間2年－貸与数量1着」を表し、その他の数字もこれに準じて「貸与期間－貸与数量」として読むものとする。
- 2 営業課下水道使用料担当に属する事務職員は、保安靴又は作業靴のいずれかを選択するものとする。
- 3 区分1に属する事務職員は、経営戦略室、危機管理担当、水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターに属する事務職員のうちから、管理者が別に定める。
- 4 区分2に属する事務職員は、情報管理課、給水装置課、工業用水課、施設整備課、水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水道施設管理担当、水運用センター、浄水課、生田浄水場、下水道管理事務所及び下水道事務所管理担当に属する事務職員のうちから、管理者が別に定める。
- 5 川崎市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員に貸与する被服については、別表第4に定めるところによる。

別表第3 (第2条関係)

所属等	品名	貸与時期	夏	半袖	冬	作業	防風衣	防寒衣	防寒	保安靴	作業靴
			作業服	作業服	作業服	ズボン			ズボン		
被貸与者			6月	6月	10月	10月	10月	10月	10月	6月	6月及び10月
経営戦略室	技術職員(国際事業推進担当を除く。)		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	国際事業推進担当技術職員		2-1	2-1	2-1	2-1	3-1				
危機管理担当	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	技能職員		2-1	1-1	2-1	2-2	4-1				1-2
管財課	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
給水装置課	技術職員(課長)		2-1	1-1	2-1	2-2					
	工務係	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	メーター管理担当	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
サービスセンター	給水管理係	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
水道管理課	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
水道計画課	技術職員(課長)		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
水道管路課	技術職員(課長)		2-1	1-1	2-1	2-2				4-1	
	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
工業用水課	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
施設整備課	技術職員(課長)		2-1	1-1	2-1	2-2				3-1	
	技術職員		1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	

水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所	技術職員（課長及び所長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2				3 - 1	
	技術職員（作業長を除く係長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2	3 - 1	5 - 1	4 - 1	3 - 1	
	技術職員		1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 2	3 - 1	4 - 1	4 - 1	2 - 1	
	作業長、技能職員及び業務職員		1 - 1	1 - 1	1 - 2	1 - 3	3 - 1	4 - 1	4 - 1	2 - 1	
水道施設管理担当	技術職員（担当課長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2					
	施設第1担当、施設第2担当及び浄水技術担当	技術職員（係長）	2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2	3 - 1	5 - 1	4 - 1	3 - 1	
		技術職員	1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 2	3 - 1	4 - 1	4 - 1	2 - 1	
施設維持担当	技術職員（担当課長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2					
	技術職員（係長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2	3 - 1	5 - 1	4 - 1	5 - 1	1 - 1
	技術職員		1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 3	3 - 1	5 - 1	4 - 1	5 - 1	1 - 2
水道水質担当	技術職員（担当課長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2					
	技術職員		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 3	3 - 1	5 - 1			1 - 2
水質検査担当	技術職員（担当課長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2					
	技術職員		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 3	3 - 1	5 - 1			1 - 2
水運用センター	技術職員（所長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2					
	調整係	技術職員	2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2	3 - 1	5 - 1		4 - 1	1 - 1
		技術職員（係長）	2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2	3 - 1	5 - 1		5 - 1	1 - 2
	管理係	技術職員	1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 3	3 - 1	5 - 1		5 - 1	1 - 2
		技術職員	1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 3	3 - 1	5 - 1		5 - 1	1 - 2
技術・保全担当		技術職員	1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 3	3 - 1	5 - 1		5 - 1	1 - 2
	技術職員（課長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2					
	技術職員（水質係長を除く係長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2	3 - 1	5 - 1	4 - 1	5 - 1	1 - 2

浄水課	浄水係	技術職員	1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 2	3 - 1	5 - 1	4 - 1	5 - 1	1 - 2
	交替制勤務の技術職員		1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 3	3 - 1	5 - 1	4 - 1	5 - 1	1 - 2
	水質係	技術職員	2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 3	3 - 1	5 - 1			1 - 2
生田浄水場	技術職員（場長）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	2 - 2					
	技術職員		1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 2	3 - 1	4 - 1	4 - 1	2 - 1	
下水道管理課	技能職員		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	4 - 1				1 - 1
下水道計画課	技術職員（課長及び担当課長を除く。）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1		3 - 1	
下水道管路課	技術職員（課長を除く。）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1		3 - 1	
管路保全課	技術職員（課長を除く。）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1		3 - 1	
施設課	技術職員（課長を除く。）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1	5 - 1	3 - 1	
下水道施設再構築担当	技術職員（担当課長を除く。）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1		3 - 1	
施設保全課	技術職員（課長を除く。）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1		3 - 1	
下水道水質課	検査担当	技術職員	1 - 2		1 - 1	1 - 2	3 - 1	5 - 1		2 - 1	
	上記以外の技術職員（課長を除く。）		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1		3 - 1	
	技能職員		2 - 1	1 - 1	2 - 1	1 - 1	3 - 1	5 - 1			1 - 1
水処理センター及び入江崎総合スラッジセンター	技術職員（所長及び担当課長）		2 - 1		3 - 1	3 - 1					
	技術職員、技能職員及び業務職員		1 - 2		1 - 1	1 - 2	3 - 1	5 - 1		2 - 1	
下水道管理事務所及び下水道事務所	技術職員（所長及び担当課長）		2 - 1		3 - 1	3 - 1					
	技術職員		1 - 1	1 - 1	1 - 1	1 - 2	3 - 1	5 - 1	5 - 1	2 - 1	
	技能職員及び業務職員		1 - 2		1 - 1	1 - 2	3 - 1	5 - 1	5 - 1	2 - 1	
上記以外の技術職員、技能職員及び業務職員					2 - 1						

備考

- 1 本表中「2 - 1」等の数字は、職員に貸与する被服の貸与期間及び貸与数量を表す。「2 - 1」は、「貸与期間2年－貸与数量1着」を表し、その他の数字もこれに準じて「貸与期間－貸与数量」として読むものとする。
- 2 保安靴については、長編靴、半長靴又は短靴のいずれかを貸与する。
- 3 この表において「係長」とは、川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）第7条第1項に規定する係長及び同規程第8条第7項に規定する担当係長をいう。
- 4 川崎市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員に貸与する被服については、別表第4に定めるところによる。

別表第4 (第2条関係)

所属	職の名称 (業務内容)	貸与品 (配属時に貸与)								
		夏 作業服	半袖 作業服	冬 作業服	作業 ズボン	防風衣	防寒衣	防寒 ズボン	保安靴	作業靴
サービス 推進課	鷺沼ふれあい 広場維持管理 業務	1	1	1	3	1	1		1	2
サービス 推進課	長沢広報施設 管理・見学案 内業務	1	1	1	1	1				
営業課	下水道使用料 認定関係業務 及び収納管理 業務	1	1	1	1	1				1
南部サー ビスセン ター	給水装置関係 業務 (南部サー ビスセンタ ー)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部サー ビスセン ター	給水装置関係 業務 (中部サー ビスセンタ ー)	1	1	1	2	1	1	1	1	
北部サー ビスセン ター	給水装置関係 業務 (北部サー ビスセンタ ー)	1	1	1	2	1	1	1	1	
水道整備 課	市内水圧測定 及び水質調査 等業務 (水道 整備課)	1	1	1	4	1	1	1	1	
第2配水 工事事務 所	工事設計書等 作成業務	1	1	1	1					
第2配水 工事事務 所	市内水圧測定 及び水質調査 等業務 (第2 配工)	1	1	1	4	1	1	1	1	
第3配水 工事事務 所	市内水圧測定 及び水質調査 等業務 (第3 配工)	1	1	1	4	1	1	1	1	
水管理セ ンター	維持管理業務 (水管理セン ター)	1	1	1	3	1	1	1	1	2
水管理セ ンター	維持管理業務 (水管理セン ター南部)	1	1	1	3	1	1	1	1	2
水運用セ ンター	維持管理業務 (水運用セン ター)	1	1	1	2	1	1	1	1	2
浄水課	維持管理業務 (浄水課)	1	1	1	2	1	1	1	1	2

下水道管路課	設計審査等業務			1						
管路保全課	公共下水道台帳の調製及び窓口相談業務			1						
西部下水道管理事務所	排水設備事務等業務（西部）	1	1	1	2	1	1	1	1	
西部下水道管理事務所	下水道施設管理業務（西部）	1	1	1	2	1	1	1	1	
北部下水道管理事務所	下水道管きよ維持補修業務（北部）	2		1	2	1	1	1	1	
北部下水道管理事務所	排水設備事務等業務（北部）	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所	排水設備事務等業務（南部）	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所	下水道工事監督員・変更設計業務（南部）	1	1	1	2	1	1	1	1	
入江崎水処理センター	広報施設管理・見学案内関連業務	2		1	2	1	1		1	

備考

- 1 本表中の数字は、定年前再任用短時間勤務職員に貸与する被服の貸与数量を表す。
- 2 貸与期間は5年とする。
- 3 川崎市上下水道局再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱（令和2年2月6日31川上総庶第1082号）第1条に規定する会計年度任用職員については、欠員が生じた定年前再任用短時間勤務職員であるとみなしてこの表を適用する。

別表第5(第2条関係)

所属	職の名称 (業務内容)	貸与品 (配属時に貸与)								
		夏 作業服	半袖 作業服	冬 作業服	作業 ズボン	防風衣	防寒衣	防寒 ズボン	保安靴	作業靴
管財課	貯蔵品出納 保管等業務	1	1	1	2	1	1		1	
水管理セン ター	水道水質検 査業務	1	1	1	3	1	1			2
水管理セン ター	上下水道局 公用車運転 業務	1	1	1	2	1				2
北部下水道 管理事務所	下水道施設 管理業務(北 部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道 事務所	下水道施設 管理業務(南 部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道 事務所	下水道管きよ 維持補修業 務(中部)	2		1	2	1	1	1	1	
中部下水道 事務所	排水設備事 務等業務(中 部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道 事務所	下水道工事 に関する業務 (中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
入江崎水処 理センター	水質分析業 務	2		1	2	1	1		1	

備考

- 1 本表中の数字は、会計年度任用職員に貸与する被服の貸与数量を表す。
- 2 本表に記載のない会計年度任用職員には、冬作業服を1着貸与する。
- 3 貸与期間は5年とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。